



記者発表資料
令和7年11月26日
農山漁村なりわい課中山間振興班
担当 氏家、渡邊
電話 022-211-2874

食肉加工用イノシシ肉及びニホンジカ肉の全頭検査における放射性物質の測定
結果について（令和7年度第8報）

大崎市で採取されたイノシシ肉、石巻市で採取されたニホンジカ肉について、放射性物質の測定を行ったところ国の基準値（100ベクレル／kg）を超えるものではありませんでした。

なお、イノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しておりますが、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されております。

また、ニホンジカ肉については、平成29年12月13日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しておりますが、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されているものです。

記

1 測定結果 （単位：ベクレル／kg）

鳥獣名	捕獲場所 （鳥獣保護区等位置図表記地区）	放射性セシウム		捕獲月日	検査月日
		測定値	食品衛生法の 規定に基づく 放射性物質の 基準値		
イノシシ	大崎市 岩出山池月上一栗	24.7	100	R7.10.28	R7.10.31
イノシシ	大崎市 岩出山上川原	32.5	100	R7.10.31	R7.11.4
ニホンジカ	石巻市 雄勝町原	不検出	100	R7.11.2	R7.11.4
ニホンジカ	石巻市 北上町十三浜	不検出	100	R7.11.3	R7.11.4
ニホンジカ	石巻市 北上町女川	不検出	100	R7.11.3	R7.11.4
ニホンジカ	石巻市 雄勝町水浜	不検出	100	R7.11.3	R7.11.4
ニホンジカ	石巻市 雄勝町分浜	14.0	100	R7.11.3	R7.11.4
イノシシ	大崎市 鳴子温泉玉ノ木	不検出	100	R7.11.4	R7.11.7
イノシシ	大崎市 鳴子温泉坂ノ上	11.1	100	R7.11.4	R7.11.7
イノシシ	大崎市 岩出山下野目安沢	16.9	100	R7.11.7	R7.11.10
イノシシ	大崎市 岩出山葛岡宮ノ下	45.9	100	R7.11.7	R7.11.10
イノシシ	大崎市 鳴子温泉新田	9.58	100	R7.11.8	R7.11.10
イノシシ	大崎市 岩出山池月	16.5	100	R7.11.8	R7.11.10
イノシシ	大崎市 岩出山下東昌寺沢	70.1	100	R7.11.10	R7.11.12
イノシシ	大崎市 岩出山字上真山日向要害	不検出	100	R7.11.13	R7.11.14
イノシシ	大崎市 岩出山字上真山日向要害	17.9	100	R7.11.13	R7.11.14
イノシシ	大崎市 鳴子温泉赤這	15.4	100	R7.11.15	R7.11.17
イノシシ	大崎市 岩出山葛岡沢田	9.76	100	R7.11.15	R7.11.17
イノシシ	大崎市 岩出山上野目山谷	12.0	100	R7.11.16	R7.11.18
イノシシ	大崎市 岩出山磯田	14.6	100	R7.11.16	R7.11.18

イノシシ	大崎市	鳴子温泉沢	21.8	100	R7.11.17	R7.11.18
イノシシ	大崎市	岩出山池月	15.3	100	R7.11.17	R7.11.18
イノシシ	大崎市	岩出山字上真山日向要害	不検出	100	R7.11.18	R7.11.19
ニホンジカ	石巻市	雄勝町分浜	35.8	100	R7.11.14	R7.11.20
ニホンジカ	石巻市	雄勝町水浜	不検出	100	R7.11.15	R7.11.20
ニホンジカ	石巻市	雄勝町水浜	不検出	100	R7.11.15	R7.11.20
ニホンジカ	石巻市	雄勝町波板浜	不検出	100	R7.11.15	R7.11.20
ニホンジカ	石巻市	雄勝町水浜	20.6	100	R7.11.15	R7.11.20
ニホンジカ	石巻市	雄勝町水浜	20.0	100	R7.11.19	R7.11.20
ニホンジカ	石巻市	雄勝町水浜	不検出	100	R7.11.19	R7.11.20

2 測定年月日 令和7年10月31日、11月4日、同月7日、同月10日、同月12日
同月14日、同月17日、同月18日、同月19日、同月20日

3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター
ゲルマニウム半導体検出器

4 検出下限値 13.77～19.56ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。
なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。